

中重度者ケア体制加算に関する届出書 < (地域密着型) 通所介護事業所/通所リハビリテーション事業所 >

1 事業所名			事業所番号	
2 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了	

※要件・厚労省通知を十分確認のうえ、チェックすること

3 算定要件	<p>イ 看護職員・介護職員の加配</p> <p>暦月ごとに、指定居宅サービス等基準等に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方式で2以上（通所リハビリテーションにおいては1以上）確保している。（詳細は平成27年度報酬改定Q&A(Vol.1)の問25等を参照。）</p> <p>※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙1-1。算定開始月分）を添付のこと。この一覧表で明らかでない場合、別途平成27年度報酬改定Q&A(Vol.1)の問25の計算表などを求めることがあります。</p> <p>※要件ハで専従配置する看護職員は、この算定に含めることはできない。（平成27年度報酬改定Q&A(Vol.1)問37参照）</p> <p>※通所介護事業所等で認知症加算と併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方式で2以上確保していれば、それぞれの本要件を満たすことになる。（平成27年度報酬改定Q&A(Vol.1)問28参照）</p>	有・無
--------	--	-----

ロ 要介護3～5である利用者の割合	<p>指定通所介護事業所等における前年度又は算定日が属する月の前の3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>【具体的な計算法】</p> <p>利用実人員数または利用延人員数（＝利用回数）の1月当たりの実績（要支援者を除く）と、そのうちの要介護3～5の方の数から、月平均の割合を計算する。（詳細は、平成27年度報酬改定Q&A(Vol.1)の問31等を参照。）</p> <p>◆前年度のサービス提供実績が6か月以上ある事業所は、A表又はB表で算定。 前年度のサービス提供実績が6か月未満の事業所は、B表で算定。</p> <p>A表 前年度（3月除く）の実績で算定する場合（要支援を除く利用実人員数又は利用回数のいずれかを記入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>合計</th> <th>月平均 (合計÷実績月数)</th> <th>割合(%)小数点 二位以下切捨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>a</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>② 要介護度3～5 の利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>b</td> <td>(b÷a)×100</td> </tr> </tbody> </table> <p>B表 届出月の前三月の実績で算定する場合（要支援を除く利用実人員数又は利用回数のいずれかを記入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3月前</th> <th>2月前</th> <th>1月前</th> <th>合計</th> <th>月平均 (合計÷3)</th> <th>割合(%)小数点 二位以下切捨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>a</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>② 要介護度3～5 の利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>b</td> <td>(b÷a)×100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※B表で算定する場合、届出月以降においても、直近3か月間の利用者割合について、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。その割合は毎月記録し、所定割合を下回った場合届け出なければならない。（老企第36号通知、Q&A Vol.1問27）</p> <p>※実人員数で算定時の、要介護度は月末時点のもので算定。（Q&A Vol.1問31）</p>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	月平均 (合計÷実績月数)	割合(%)小数点 二位以下切捨	① 利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)													a	/	② 要介護度3～5 の利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)													b	(b÷a)×100		3月前	2月前	1月前	合計	月平均 (合計÷3)	割合(%)小数点 二位以下切捨	① 利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)					a	/	② 要介護度3～5 の利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)					b	(b÷a)×100	<p>A表の ②の割合 が30%以上 有・無</p> <p>B表の ②の割合 が30%以上 有・無</p>
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	月平均 (合計÷実績月数)	割合(%)小数点 二位以下切捨																																																						
① 利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)													a	/																																																						
② 要介護度3～5 の利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)													b		(b÷a)×100																																																					
	3月前	2月前	1月前	合計	月平均 (合計÷3)	割合(%)小数点 二位以下切捨																																																														
① 利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)					a	/																																																														
② 要介護度3～5 の利用者の ○実人員数 ○利用回数 (いずれかを チェック)					b		(b÷a)×100																																																													

ハ 看護職員の専従配置	<p>指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>※他の職務との兼務は認められない。</p> <p>※認知症加算と併算定する場合、認知症加算算定上専従配置が求められる認知症介護に係る研修を修了した職員が看護職員であっても、これと兼務は認められないため、別に配置する必要がある。（平成27年度報酬改定Q&A(Vol.1)の問26）</p> <p>※日ごと、又は一日の時間帯によって人員が変わっても可。（平成27年度報酬改定Q&A(Vol.1)の問30）</p> <p>※指定基準上配置している看護職員が、提供時間帯を通じて専従している場合、新たに配置する必要はない。（平成27年度報酬改定Q&A(Vol.1)の問39）</p>	有・無
-------------	--	-----

4 その他	<p>○加算算定できるのは、利用者全員だが、要件を欠く月や日は算定できない。</p> <p>○中重度の要介護者の社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケア（通所リハではリハビリテーション）を計画的に実施するプログラムを作成し、通所介護計画等に設定している。（平成27年度報酬改定Q&A）</p>	理解している 有・無
-------	--	---------------

【留意事項】

- 要介護3～5の割合等の計算は正確に行ってください。計算に誤りがある要件を満たせないことが後日判明した場合は、すでに受領した当該加算分に係る介護報酬を、所定の手続きにより返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
- 上記全ての算定要件を確認できる書面は、実地指導等の際に確認させていただきますので、事業所において適切に保管してください。
- 当該届出を行った後の要件確認について
 - 要件ロのB表で算定した場合、毎月継続的に直近3月間の実績割合を計算し、要件を確認し記録しなければなりません。（要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること）
 - 要件ロのA表で算定した場合は、前年度実績で実績割合を計算するため、毎月の計算は不要です。ただし、次年度以降も継続して加算を算定する場合は、毎年3月に前年度実績となる11月間（4月～2月）について実績割合の計算を行い、次年度に係る加算の算定要件が満たされているか再確認してください。計算の結果、引き続き加算の算定が可能な場合は、年度ごとに改めて届出する必要はありません。（要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること）
 - 要件イ、ハは加算算定にあたり持続する必要があります。要件イを欠いた月や、要件ハを欠いた日は算定できません。